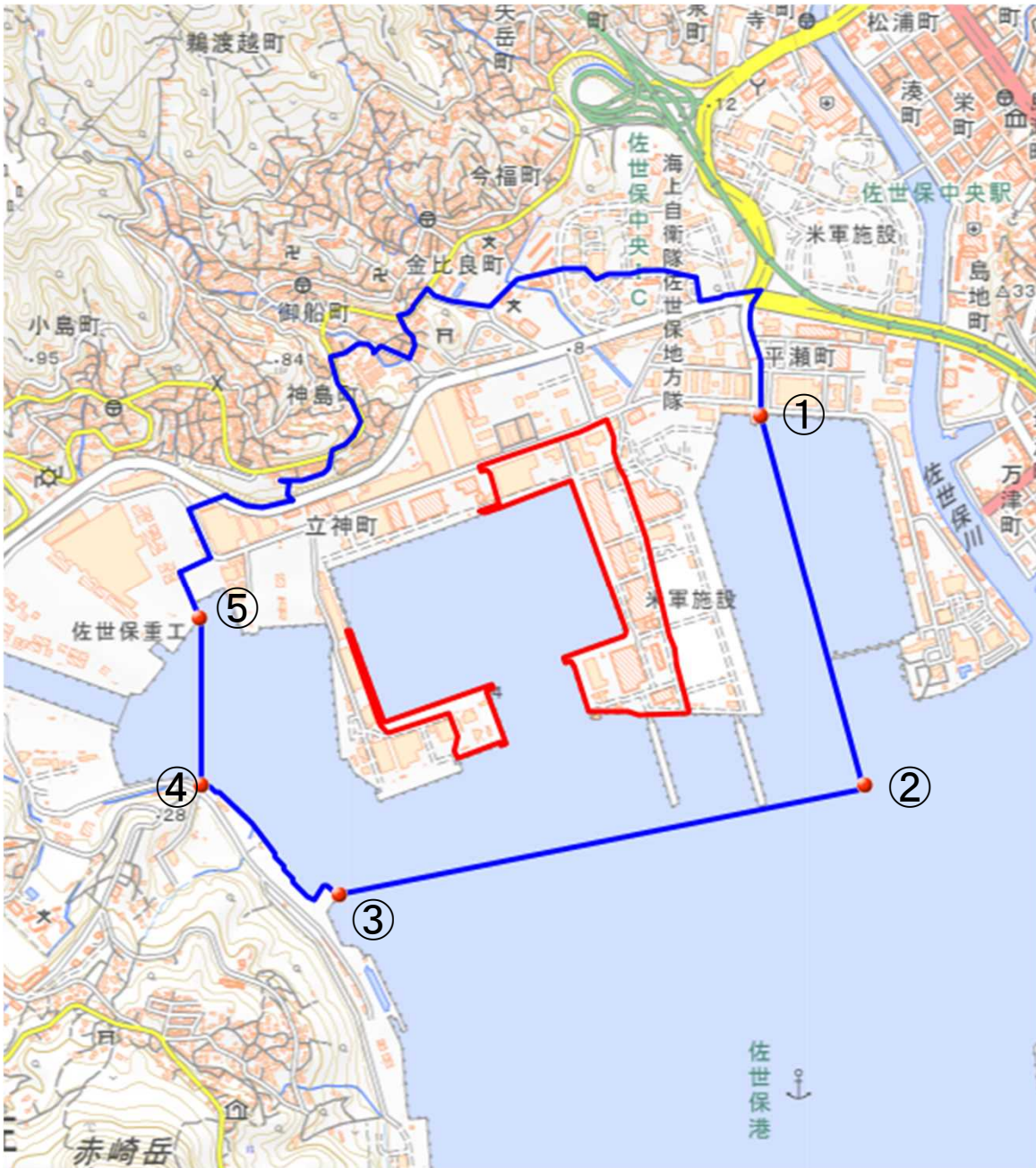


立神港区

対象防衛関係施設の所在地	長崎県佐世保市	立神町
対象防衛関係施設の区域	長崎県佐世保市	立神町（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	長崎県佐世保市	立神町、神島町、御船町、金比良町及び平瀬町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	一に掲げる点から三に掲げる点までを順次に結んだ線、三に掲げる点と四に掲げる点とを結ぶ海岸線、四に掲げる点と五に掲げる点とを結んだ線及び一に掲げる点と五に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	<ul style="list-style-type: none"> 一 北緯三十三度十分〇秒、東経百二十九度四十二分五十二秒の点 二 北緯三十三度九分三十三秒、東経百二十九度四十三分一秒の点 三 北緯三十三度九分二十六秒、東経百二十九度四十二分十六秒の点 四 北緯三十三度九分三十三秒、東経百二十九度四十二分四秒の点 五 北緯三十三度九分四十六秒、東経百二十九度四十二分四秒の点
<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。 		

立神港区周辺地域



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しております。また、地図上に記載した区域を示す線は、データ作成上の誤差を含んでいます。そのため、区域の概略の位置を示す参考図としてご利用ください。

国土地理院の地理院地図を利用	
対象施設の区域	
対象施設周辺地域	